

全国的な消防団の歴史

1718年 町火消の誕生

江戸時代、いっぽは48組と本所・深川16組の総称で町屋の火災に従事した火消のことです。町奉行、大岡越前守忠相から各名主に対して、町火消設置の命が伝えられ、町火消組合が創設されました。



明治5年 消防組

名称を消防組と改め、新たに消防組39組を編成しました。また、明治7年には古い思想を打破し規律を正し、進退賞罰を明らかにし、服務の心得を説き、消防人としてのあり方を示した「消防章程」が制定されました。



旭村自吹1、2区消防組（大正元年）



昭和14年 警防団

消防組とは別に昭和5年に誕生した「防護団」が設立されました。防護団は法令に基づくものではなく市町村長によって任意に設置される団体で、消防組員が兼務していることが多く、昭和14年には警防団令が公布され、消防組と防護団を合体させた警防団が発足しました。



昭和22年 消防団

「消防団令」公布に伴い從来の警防団が廃止され、新たに全国の市町村に消防団が組織されました。その後昭和23年に消防組織法の一部を改正する法律が施行され、消防組織法に根拠を置く消防団が誕生し、消防団令が廃止されました。



下町消防会館竣工記念 昭和29年



そして現在

市では、4つの方面隊（中央・南・北・関宿）、30分団26部があり、約742人の消防団員が活躍しています。（平成27年3月現在）

になつていました。この7部は担当区域から、現在の第1分団から第7分団にあたると考えられています。公設の消防組の母体となつたのは規則以前から存在していた地域の自治的な消防組で、規則では公設消防組以外の消防組織は存在してはならぬとされながらも、実際には多くの私設の消防組が活動を続けていました。その背景には、町村費からの公設消防組織維持費の捻出が困難であつたり、村落の戸数不足などがありました。

その後、昭和14年の警防団令を受

けて、野田町では、警防団本部のか、7部あつた消防組に合わせて7分団を置くことを定めました。川間村でも昭和14年に警防団結成式が挙行されており、その他の町村でも同様に消防組は警防団へと改組されました。戦後、警防団が消防団に改組されたことをうけて、昭和22年8月に野田町消防条例が制定されました。消防組の時代から消防団改組時、そして現在まで、各分団の担当区域はそのまま引き継がれ、地域の消防防災活動に尽力してきました。



消防団街頭行進 昭和28年

公設消防組	設立年
野田町消防組	明治27年6月23日
関宿町消防組	明治27年
二川村消防組	明治43年11月
福田村消防組	大正2年4月
木間ヶ瀬村消防組	大正3年4月
旭村消防組	大正4年7月
梅郷村消防組	大正4年10月
川間村消防組	大正9年
七福村消防組	(不明)

市内の公設消防組と設立年

[参考資料] 「野田と災害」野田市郷土博物館・平成24年